

重要なお知らせです

事 務 連 絡

平成30年1月29日

障害福祉サービス事業運営法人（事業所）

代表者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部

平成30年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の届出について

日ごろより、東京都の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

平成30年度（平成30年4月サービス提供分から平成31年3月サービス提供分）において、標記加算の算定を希望する場合は、下記のとおり届出をお願いいたします。

記

1 届出対象

障害福祉サービス運営法人・事業所等

※法人単位でまとめて届け出ること、事業所単位で届け出ること可能です。

なお、本事務連絡は法人宛てに1通のみ送付しております。事業所単位で届出を行う予定の場合は、届出をする各事業所にも情報提供していただきますようお願いいたします。

2 提出期限

平成30年2月28日（水曜日） 処遇改善加算担当（障害福祉） 必着

※期限を過ぎて提出されますと、加算金を受け取る月数が減りますのでご注意ください。

※平成29年度に当該加算を算定されている事業者についても、平成30年度に当該加算の算定を希望する場合、上記期限までに改めて平成30年度の届出が必要となります。

※平成30年度報酬改定で新設されるサービスにおける加算の届出の取り扱いについては、厚生労働省より詳細が示され次第、別途お知らせ致します。

上記以外の既存サービスについては、平成30年2月28日までに郵送必着でご提出をお願い致します。

3 提出様式

東京都障害者サービス情報ホームページの書式ライブラリー（下記URL）に掲載しておりますので、提出様式をこちらからダウンロードしてください。

【障害者サービス情報 書式ライブラリーURL】

<http://www.shougai Fukushima.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=022>

「書式ライブラリー」→「B 処遇改善（特別）加算に係る様式類」→「平成30年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」

4 留意点

(1) 提出先及び必要書類について

- ①別添2「書類提出先」にて提出先をご確認ください。
- ②別添3「必要書類一覧」にて別添2で確認した該当番号の書類をご提出ください。

(2) 記載方法について

その他の記載方法については、東京都障害者サービス情報ホームページに掲載の記載例を十分に御確認の上、作成をお願い致します。

(3) 過年度分の実績報告について

過去に当該処遇改善（特別）加算を算定されている事業者で、加算の算定要件である実績報告の提出が未提出の場合、加算の算定要件を満たしていないとされ、全額返還となる場合があります。過年度分の実績報告の提出が未提出の場合は、速やかにご提出をお願い致します。

(4) 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の取り扱いについて

現在、厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける議論において、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、報酬体系の簡素化の観点等も踏まえ、今後、一定の経過措置を設けたうえで廃止することが検討されています。事業者におかれましては、福祉・介護職員の資質向上や労働環境の整備を一層推進していただき、より上位の区分の取得について、積極的に取り組んでいただくようお願い致します。

5 提出先 ※提出は下記担当部署に郵送にてお願いします。

(1) 東京都担当部署

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）

電話：03-5320-4230

受付時間：午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時30分まで（平日のみ）

(2) 八王子市担当部署 （※八王子市へ提出する場合のみ）

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1

八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当

電話：042-620-7245

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（平日のみ）